

県議会政務調費（平成17年度簡便計算）判決コメント

平成20年12月1日

仙台市民オンブズマン

（判決要旨）

平成17年度の旅費だけで8833万円余りもの巨額の無駄遣い（水増し請求）が指摘され、返金を命じられた。政務調査費旅費の旧規定（別表3）の適用が違法とされたことに続き、現規定（施行規程別表2）そのものも完全に違法無効と認定された。宮城県議会の簡便計算について、議長の裁量権があるとしても、社会通念上合理性を欠くと指摘され、「実費の概念からかけ離れた実質を有する」と断罪された。しかも、違法の根拠を知っていた「悪意の受益者」として利息の返還も命じられた。

（評価）

オンブズマンの主張をしっかりと受け止めた完全勝訴判決である。議会の裁量権濫用（お手盛り）を毅然と否定したことは高く評価される。

安藤俊威議員の主張に代表される県議会の論理は完全に否定された。2度も水増しを指摘する司法判断が出たのであるから、県議会と各会派は真摯に反省し、控訴を断念して命じられた金額を返還すべきである。また、宮城県議会も判決を重く受け止め、これまでの水増し分すべてを返還し、改めるべきことを改め（具体的には簡便計算による運用を直ちに中止し、実費原則を徹底すること）、再出発すべきである。